

平成21年度原子力安全・保安院安全広報方針について (お知らせ)

原子力安全広報課

1. 原子力安全・保安院の広報の考え方

原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)が実施する広報は、安全規制当局の責務として、安全規制活動に関する国民への説明責任を果たすとともに、安全規制活動に対する多様なステークホルダー(原子力施設の立地にともない、直接、間接に影響を受ける人や組織)からの評価を安全規制行政に的確に反映することを目的としています。

このため、特に保安院は、原子力施設立地地域住民を含めた国民の目線に立った的確な情報提供や多様なステークホルダーとの活発な双方向コミュニケーション等を行いつつ、そうした広報活動から得られた評価や知見を安全規制活動の不断の見直しに活かしていきたいと考えております。

2. 平成21年度の広報活動(基本方針)

本年度は、東海村で発生したJCO臨界事故から10年目に当たり、この事故を契機に原子力保安検査制度の導入や原子力保安検査官が原子力施設に常駐する制度が確立しております。また、中越沖地震における情報提供活動の教訓から国及び自治体に対する情報連絡体制や国民への情報提供のあり方についての取り組みも進んでいます。

したがって、上記広報の考え方の実施にあたり、このような節目にあることを踏まえ、原子力立地市町村に出向くことなどにより、きめ細かく、これまでの原子力防災への取り組みや原子力安全行政の果たすべき使命についての広報活動を行い、ご理解いただけるよう努力してまいります。

なお、原子力安全・保安部会基本政策小委員会において、今後ステークホルダー間のコミュニケーションの充実について検討が行われる予定であり、今後の広報活動の充実に生かしていきたいと考えております。

< 具体的な広報活動 >

➤立地地域におけるコミュニケーション活動を集約した「一日原子力保安検査官事務所」の開催について(新規)

- ・これまで、立地地域における直接の対話による双方向コミュニケーションとして、地域密着型の情報提供・意見交換及び保安院の行政活動の有り様を説明する

原子力エネルギー安全月間(地域訪問)、一日原子力安全・保安院(シンポジウム)、対話の集い(意見交換会)の開催を実施してきました。

- ・10年前のJCO臨界事故を契機に原子力保安検査制度の導入や原子力保安検査官が原子力施設に常駐しているものの、地域において原子力安全・保安院の顔がみえないとか活動状況をもっと知らせるべきとのご意見もあり、この機会に、立地地域でのコミュニケーション活動を集約した原子力保安検査官事務所(全国21ヶ所、保安検査官100名以上常駐)が主体となった意見交換を行う「一日原子力保安検査官事務所」を開催します。

「一日原子力保安検査官事務所」の開催時期及び内容

- ・開催時期は、原子力エネルギー安全月間である5月から10月の間とする。
- ・開催場所は、全国のオフサイトセンター
- ・開催内容は、講演会、対話集会、パネル展示、ビデオ上映などを各事務所で企画しホームページでも公開します。(企画内容は、事務所によって異なります。)

実施に当たっては、地元自治体のご後援とご協力をいただき、平常時から、緊急時体制と情報の窓口としての住民への周知に努めることといたします。

➤「プレス発表」、「保安院からのお知らせ」の情報提供(継続)

- ・保安院のプレス発表等は、全国の原子力保安検査官事務所を通じて、立地地域のメディアへも情報提供を行っており、引き続き、迅速かつタイムリーに安全規制活動情報を提供いたします。 昨年は、1200回以上の情報を提供いたしました。

➤「広報誌の発行」について(継続)

- ・保安院の「基幹メディア」として、安全規制活動を簡潔明瞭かつ定期的に取りまとめた広報誌「原子力安全・保安院(NISA)通信」を年数回発行し、原子力施設立地地域(自治体及び住民)を中心に配布しております(現在までに16号を発行)。なお、この広報誌は、保安院の活動実績や安全行政の歴史のアーカイブとしての後世の利用に耐える内容になるよう努めます。
- ・昨年度は、「原子力安全・保安院(NISA)通信」の広報誌を、立地地域を対象に年4回(立地地域全戸約60万部)配布しました。本年度は、今般導入され今後運用が本格化する新検査制度及び中越沖地震を踏まえ関心が高まっている耐震バックチェックを重点的に取り上げる予定です。

➤「ホームページを通じた情報提供及び質問への回答」(継続)

- ・保安院が実施する又は実施した安全規制措置、事業者から報告を受けた事故・トラブル情報及び規制当局としての対応、原子力安全・保安部会等の審議会の検討記録等の情報の透明性と一覧性を確保する観点から、出来る限り速やかに掲載します。

・審議会を公開で行い、議事録、資料、報告書は、ホームページに掲載することはもちろん、日々問い合わせのあるホームページによるメール質問への回答の返事や原子力発電所の安全に関する基本的な質問(現在、約130問)に回答しております。また、毎月第1、3金曜日に「NISAメールマガジン」を発行しております。

➤「緊急時情報の提供」の強化(継続)

・大規模地震や事故時等に際し、予め登録いただいた全ての方々に対し、緊急時情報を迅速にメール配信する「モバイル保安院」を開設しました。引き続き、発生時初期の迅速な情報提供を行うとともに、それ以降の情報の配信としてメディアを活用した多様な情報提供を検討します。なお、大規模地震等に際しての第1報を原則1時間以内で提供することとし、今後も、速やかに情報提供が可能となるよう努力していくこととしています。

➤「パンフレット(年間2～3テーマ)の発行」(継続)

・保安院としての重要な安全規制施策の立案又は実施に合わせ、当該施策の目的や内容などについて重点的かつ具体的に広報するために、パンフレットを作成し配布します。
・昨年は、新検査制度に関するパンフレットを作成し、関係機関等に配布しました。本年度は、原子力防災への取り組みや今後本格化する原子炉の廃止措置や中間貯蔵の安全規制に関するパンフレットの作成を予定しています。
・これまでのパンフレット(16種類)は、ホームページからダウンロードできます。

➤「保安検査官事務所の活動情報等に関するラジオ番組」配信(新規)

・保安検査官事務所の保安活動状況を検査官がわかりやすくタイムリーに立地地域のラジオを通じて定期的に情報を提供する予定です。(年間数テーマを予定)
・本年度は、原子力施設の保安の確保の確認のため常駐している保安検査官事務所の保安検査官の活動状況を紹介する予定です。

➤「CATVによる原子力安全規制に関する情報」提供(拡充)

・保安院の安全規制活動や施策に関し、目で見た理解が重要なテーマについて、立地地域のCATVを活用し、映像情報を提供します。昨年度は、新検査制度に関する制度、仕組みや現場の検査内容等に関する紹介ビデオを立地地域で放映しました。引き続き、今年度は、緊急時の情報提供も踏まえ、適宜実施する予定です。(年間2～3テーマ程度を予定)

➤「個別の事案に対する地元説明会」の開催(継続)

・原子力安全規制活動については、個別の事案によって「立地地域において地元説明会」を開催してきており、プルサーマルの安全性説明会、耐震バックチェックの安全性説明会を開催してきました。
・昨年までに11回開催した中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所に関する調査、

検討状況を地元説明会は、当日の中継映像の配信もホームページで行っております。今後も適宜行う予定です。

・また、耐震バックチェックやプルサーマルの説明会も適宜適開催を検討して参ります。

➤国際機関等への情報提供(継続)

・OECD、IAEA 等の国際機関に対し、大規模災害による原子力施設への影響や事故・トラブル情報など緊急時の迅速な情報提供を行います。

このような双方向のコミュニケーションがより円滑に行えるよう原子力安全保安院の職員に対し、分かり易い情報提供を行うための安全広報に関する研修を行います。